

太田市子育て世帯ベーシックサービス事業（給食費助成分）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、幼児教育・保育施設において教育又は保育を受ける幼児の保護者に対して、太田市幼児教育・保育施設給食費助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼児教育・保育施設 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第7条第4項に規定する教育・保育施設（太田市が設置したものを除く。）をいう。
- (2) 保護者 法第6条第2項に規定する保護者をいう。
- (3) 対象幼児 幼児教育・保育施設において教育又は保育を受ける法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）並びに法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもをいう。
- (4) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (5) 教育・保育給付認定子ども 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。
- (6) 施設等利用給付認定子ども 法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。
- (7) 給食費 幼児教育・保育施設が対象幼児の保護者より実費徴収する食事の提供に要する費用をいう。

（助成対象者）

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、対象幼児の保護者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本人及び対象幼児が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 対象幼児に係る給食費について、幼児教育・保育施設へ支払いが終了していること。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、保護者が支払うべき対象幼児の給食費に相当する額とし、幼児1

人あたり月額4,400円を限度とする。ただし、当該給食費に関し、他の制度による助成若しくは免除を受ける場合又は欠食等による返還を受けた場合は、その額を控除した額とする。

(助成金の交付方法)

第5条 市長は、第3条に規定する助成対象者に対し、助成金を交付することとする。

2 助成金の交付は、太田市デジタル金券事業実施要綱（令和4年9月1日太田市制定）第2条第2号に規定するポイントにより行う。

3 助成金の交付は、次条の規定により当該交付をする日が属する月ごとに第3条に定める助成対象者の要件の該当性の有無を判断し、これを行うものとする。

(助成金の交付回数)

第6条 助成金の交付は、市内の幼児教育・保育施設に通う対象幼児の保護者に対しては月1回、交付するものとする。

2 助成金の交付は、市外の施設に通う幼児の保護者に対しては年1回、当該年度分を交付するものとする。ただし、特別の事情があると市長が認めたときは、年12回を超えない範囲で分割して交付することができる。

(助成の辞退)

第7条 助成対象者は、助成金の支給を希望しない場合、太田市幼児教育・保育施設給食費助成辞退の届出書（別記様式）（以下「届出書」という。）により届出を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する届出書が提出された場合、その提出日を含む月分以降の月分について助成金の交付をしない。

(不当利得の返還)

第8条 市長は、助成対象者が偽りその他不正の手段により助成金を受給したときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。